給水管口径φ50【φ75】　配水管口径φ75～【φ100～】
(給水管が水道配水用ポリエチレン管の場合)

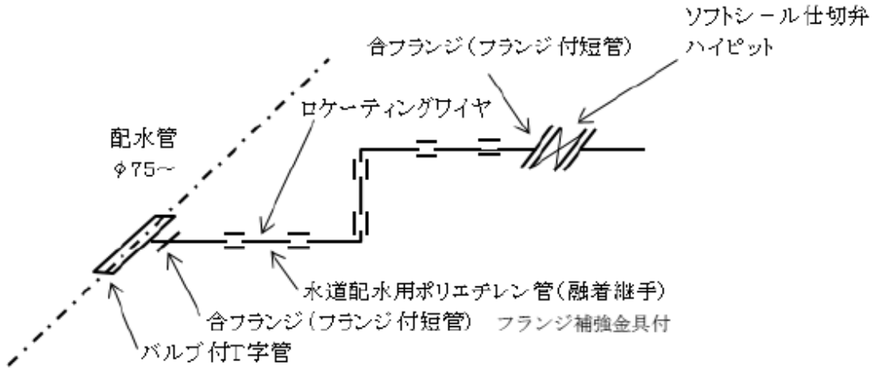

※配水管口径と取出する給水管口径の同径の分岐は、不可能とする。
(配水管口径がφ50の場合は、下記参照)

給水管口径φ75～　配水管口径φ100～
(給水管がダクタイル鋳鉄管の場合)

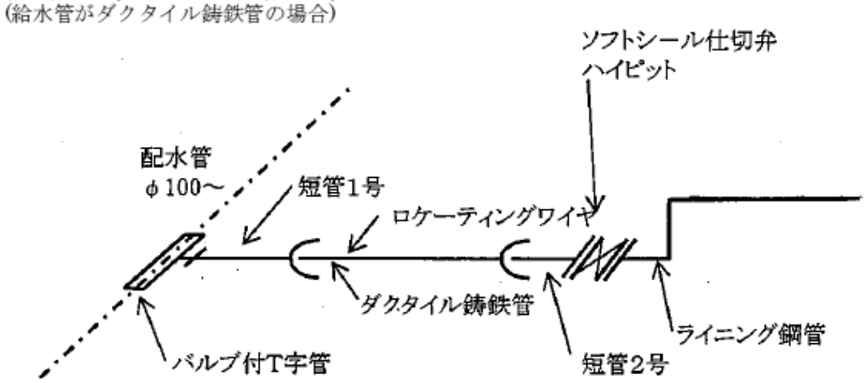

※ダクタイル鋳鉄管φ75～は、すべてGX型とする。
※ダクタイル鋳鉄管や水道配管用ポリエチレン管にて施工困難な場合は、上下水道局と別途協議とする。

給 水 管口径　φ50mm
配水支管口径　φ75mm（水道配管用ポリエチレン管）の場合

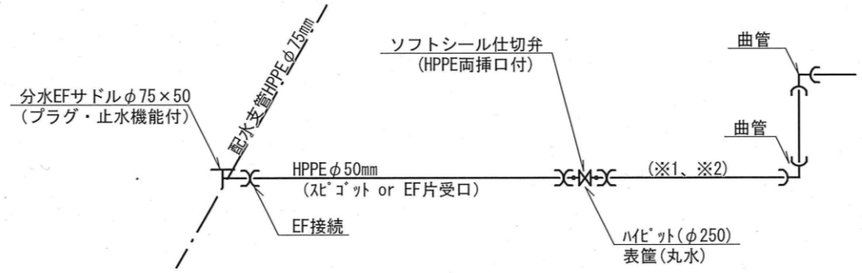

※1　敷地内配管で使用する管種への異種管接続は、第１バルブ以降に行うこと。
※2　引込管とメータ口径が異なる場合は、第１バルブ以降で口径変更を行うこと。
　　ロケーティングワイヤー、ポリスリーブ、明示シート(W=400mm)の施工を行うこと。
※3　第１バルブまで、必ず同一の土被りで施工を行うこと。
※　配水支管口径φ100mm(配水用ポリエチレン管)が採用された場合も、同様の分岐とする。

給 水 管口径　φ75mm（配水用ポリエチレン管）
配水支管口径　φ100～300mm（ダグタイル鋳鉄管）の場合

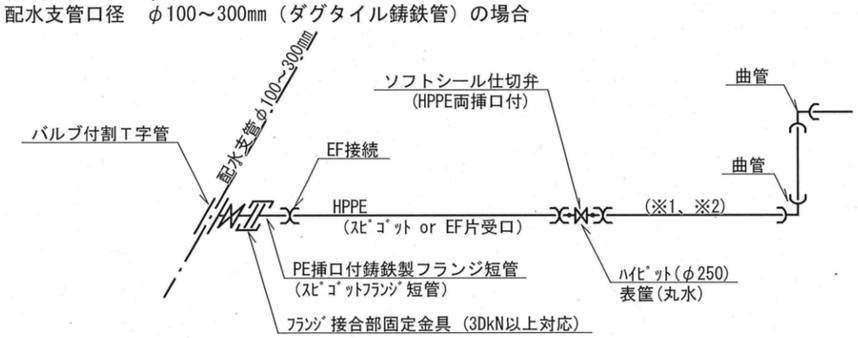

※1　敷地内配管で使用する管種への異種管接続は、第１バルブ以降に行うこと。
※2　引込管とメータ口径が異なる場合は、第１バルブ以降で口径変更を行うこと。
　　ロケーティングワイヤー、ポリスリーブ、明示シート(W=400mm)の施工を行うこと。
※3　第１バルブまで、必ず同一の土被りで施工を行うこと。

給 水 管口径　φ75mm以上（ダグタイル鋳鉄管を使用する場合）
配水支管口径　φ100～300mm（ダグタイル鋳鉄管）の場合

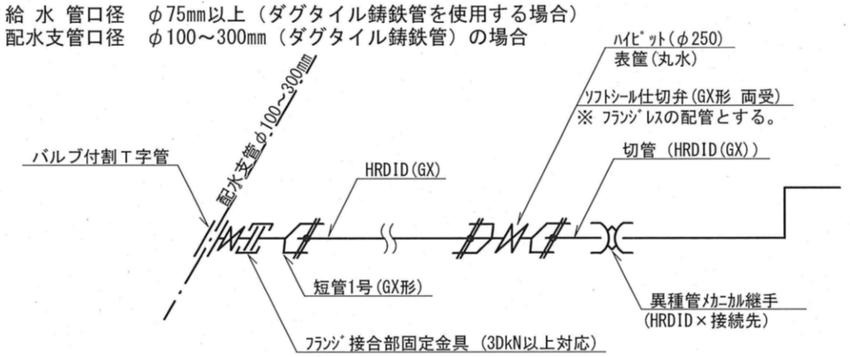

※1　敷地内配管で使用する管種への異種管接続は、第１バルブ以降に行うこと。
※2　引込管とメータ口径が異なる場合は、第１バルブ以降で口径変更を行うこと。
※　ロケーティングワイヤー、ポリスリーブ、明示シート(W=400mm)の施工を行うこと。
※　ダグタイル鋳鉄管は、全てGX形とする。
※　標準の使用管種にて施工困難な場合は、別途 上下水道局と協議すること。

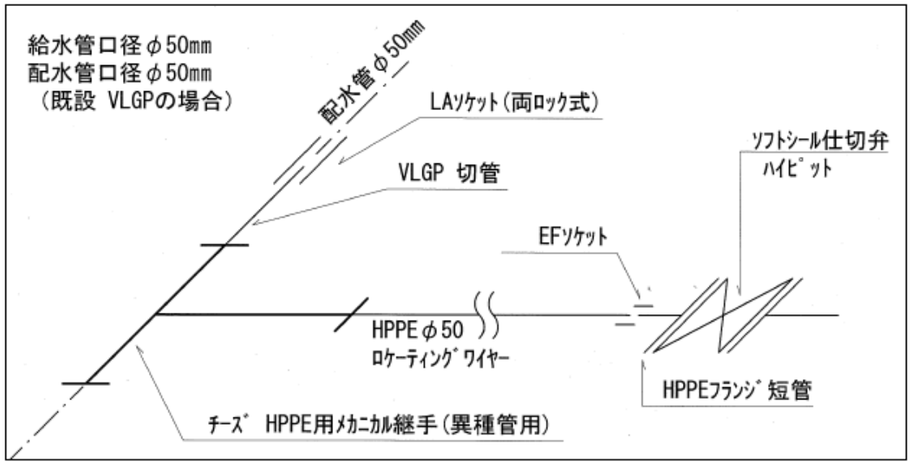

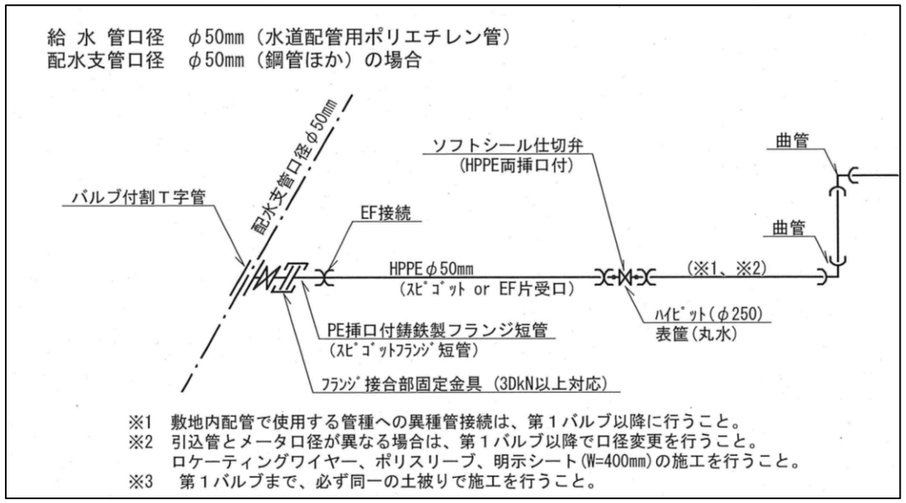

P.72　４－６－２　配管

（省略）

４．　埋設物及び構造物に接近して布設するときは、上下、左右とも 30cm 以上離して布設すること。なお、既設管と交差するときは、既設管の下側に布設すること。

（省略）

９．　給水管内に、停滞水が生じるおそれがあるところには、水抜き装置（ドロ吐き管）を設けること。

P.73　４－６－２　配管

（省略）

４．　埋設物及び構造物に接近して布設するときは、上下、左右とも構造物の面-面で 30cm 以上離して布設すること。なお、既設管と交差するときは、既設管の下側に布設すること。

（省略）

９．　給水管内に、停滞水が生じるおそれがあるところには、水抜き装置（泥吐管）を設けること。

（省略）

［解　説］

９．　について

道路上に布設する本管（給水管）の水抜き装置（泥吐管）及び同仕切弁の口径は、次による。

本管口径（給水管）	泥吐管口径	備　考
φ50 ㎜	φ50 ㎜	泥吐管の使用管種は VLGP
φ75～100 ㎜	φ75 ㎜	〃
φ150 ㎜	φ100 ㎜	〃

※　本管（給水管）口径φ200 ㎜以上の場合は、別途協議すること。

※　放水先は、水路又は側溝等とし、管の出口部は採水による水質検査の行いやすいグレーチング部分等とする。なお、管の出口部分の 90 度曲管の先には、管口保護の短管（約 10 ㎝程度）を設置すること。

１２．　について

道路上に布設する給水管の排気装置（空気弁）の口径は、次のとおりとする。

管径 150 ㎜以下の管には、急速空気弁φ25 ㎜を、管径 200 ㎜以上の管には、急速空気弁φ75 ㎜を設けること。

P.74　４－６－３　防護工

１．　電食に対しては、原則として非金属管を使用すること。ただし、やむを得えず使用する場合は、絶縁型継手などを使用し、異種金属部には特に注意し、電食防護テープ等の絶縁材料を巻き付け被覆を完全に施す等の防止対策を行うこと。

２．　酸、アルカリに侵されるおそれがある場合は、非金属管を使用して施行し、これによりがたい場合は、水密性が良好で、機械的強度が大きく、管肌に密着しやすい合成樹脂、ガラスウールラテックス等から作られている塗料またはテープ類（防食用）にて被覆する等の防止対策を行うこと。

３．　がけや石垣の配管は、管の抜け出し及び移動が生じる危険があるので、埋め戻し土と管の摩擦、地山による受け（安息角考慮）土留材による補強及びアンカーブロックによる保護等を考慮して施行すること。

P.75　４－６－３　防護工

１．　電食に対しては、原則として非金属管を使用すること。ただし、やむを得えず使用する場合は、絶縁型継手などを使用し、異種金属部には特に注意し、電食防護テープ等の絶縁材料を巻き付け被覆を完全に施す等の防止対策を行うこと。

２．　酸、アルカリに侵されるおそれがある場合は、非金属管を使用して施行し、これによりがたい場合は、水密性が良好で、機械的強度が大きく、管肌に密着しやすい合成樹脂、ガラスウールラテックス等から作られている塗料またはテープ類（防食用）にて被覆する等の防止対策を行うこと。

３．　がけや石垣の配管は、管の抜け出し及び移動が生じる危険があるので、埋め戻し土と管の摩擦、地山による受け（安息角考慮）土留材による補強及びアンカーブロックによる保護等を考慮して施行すること。

４．　露出する部分は防寒、防露、防熱の保護を施し、グリップまたはフック等をもって固定させること。
５．　幹線道路の横断及び危険箇所に近接して布設するときは、それぞれ適切な防護を施すこと。
６．　道水路構造物の下越部及び水路横断部（添架・内空占用）の場合は、さや管（鋼管またはビニル管）に納めて布設すること。なお、水路横断部に用いるさや管は、紫外線による劣化や腐食を考慮し、ビニル管ではなく硬質塩化ビニルライニング鋼管（VLGP）を用いること。
７．　軌道下等の特殊構造物下を横断し、またはこれらに近接する場合の工法及び埋設深度等は、事前に当該事業者と協議の上施工するものとし、管の外部を絶縁材料で防護した上、さらにさや管（鋼管またはビニル管）に納めて布設すること。
　さや管の施工については、「配水管工事設計基準」（P.21）の記載事項を参照すること。
８．　凍結のおそれのある場合は、露出、隠ぺいにかかわらず防寒装置を施すこと。
９．　凍結防止は、管肌と外気との温度差による結露を防止するため、防露巻（ジュート・フェルト等の断熱材を巻き、防水テープを半分以上重ねて巻き上げる。）を施すこと。
１０．　地盤沈下のおそれのある軟弱地盤等においては、泥土と砂の置き換え等を施すこと。
１１．　有機溶剤を扱う場所での水道配水用ポリエチレン管の布設は、水質に悪影響を及ぼす場合があるので、原則として、さや管等により防護を施すこと。

４．　露出する部分は、防寒、防露、防熱の保護を施し、グリップまたはフック等をもって固定させること。
５．　幹線道路の横断及び危険箇所に近接して布設するときは、それぞれ適切な防護を施すこと。
６．　道水路構造物の下越部及び水路横断部（添架・内空占用）の場合は、さや管（鋼管またはビニル管）に納めて布設すること。なお、水路横断部に用いるさや管は、紫外線による劣化や腐食を考慮し、ビニル管ではなく硬質塩化ビニルライニング鋼管（VLGP）を用いること。
７．　軌道下等の特殊構造物下を横断し、またはこれらに近接する場合の工法及び埋設深度等は、事前に当該事業者と協議の上、施工するものとし、管の外部を絶縁材料で防護した上、さらにさや管（鋼管またはビニル管）に納めて布設すること。
　~~さや管の施工については、「配水管工事設計基準」（P.21）の記載事項を参照すること。~~
８．　凍結のおそれのある場合は、露出、隠ぺいにかかわらず防寒装置を施すこと。
９．　凍結防止は、管肌と外気との温度差による結露を防止するため、防露巻（ジュート・フェルト等の断熱材を巻き、防水テープを半分以上重ねて巻き上げる。）を施すこと。
１０．　地盤沈下のおそれのある軟弱地盤等においては、泥土と砂の置き換え等を施すこと。
１１．　有機溶剤を扱う場所での水道配水用ポリエチレン管の布設は、水質に悪影響を及ぼす場合があるので、原則として、さや管等により防護を施すこと。
１２．　新設管と既設構造物及び他の埋設物との離れ（交差する部分を含む）は、構造物の面ー面で 30cm 以上確保すること。やむを得ず離隔を確保できない場合は、次のとおり、防護策を講じること。
　①ゴム板（ブタジエンゴム：厚さ 2 ㎜／幅 350 ㎜）を 3 重巻きとし、6 ㎜の厚さとする。
　②3 重巻きが困難な場合は、耐磨板（ブタジエンゴム：厚さ 6 ㎜／幅 330 ㎜）とすること。
　③上記の防護が不可能な時は、関係する管理者と協議の上、防護 Co 巻き（最低厚 10 ㎝以上）を行うこと。
１３．　配水支管及び給水管を布設する時は、必ずポリエチレンスリーブを被覆するものとし、布設時に必要となるロケーティングワイヤー・管の明示テープは、ポリエチレンスリーブの内部ではなく、外側に設置するものとする。

P.75　４－６－５　止水栓の設置

６．　使用材料は次のとおりとする。

	道　路		宅　地	
	バルブ	ﾊｲﾋﾟｯﾄ・筐	バルブ	ﾊｲﾋﾟｯﾄ・筐
φ25㎜ 以下	改良止水栓	ハイピット φ250	改良止水栓	止水栓筐 φ100
φ40㎜	―	―	埋設バルブ	止水栓筐 φ150
φ50㎜ 以上	ソフトシール 仕　切　弁	ハイピット φ350	ソフトシール 仕　切　弁	ハイピット φ350

※　止水栓筐上に車両通行がある場合は、鋳鉄製のものを使用すること。
※　仕切弁表筐の中央のマークは、給水管では“丸水”の物を使用すること。（参考：配水管上は“梅水”（水の枠取りが、梅の花の形状））

P.76　４－６－５　止水栓の設置

６．　使用材料は次のとおりとする。

	道　路		宅　地	
	バルブ	ﾊｲﾋﾟｯﾄ・筐	バルブ	ﾊｲﾋﾟｯﾄ・筐
φ25㎜ 以下	改良止水栓	止水栓筐（鋳鉄蓋） φ100	改良止水栓	止水栓筐（樹脂製） φ100
φ40㎜	―	―	埋設バルブ	止水栓筐（樹脂製） φ150
φ50㎜ 以上	ソフトシール 仕　切　弁	ハイピット φ350	ソフトシール 仕　切　弁	ハイピット φ250

※　止水栓筐上に車両通行がある場合は、鋳鉄製のものを使用すること。
※　仕切弁表筐の中央のマークは、給水管では“丸水”の物を使用すること。（参考：配水支管上は“梅水”（水の枠取りが、梅の花の形状））

P.85　４－６－１０　管の接合

６．　メカニカル継手
（１）　接合作業に先立ち、差し口及び受け口の内面に付着している油、砂、その他異物は、完全に取り除くこと。
（２）　挿入作業は、差し口とゴム輪には滑剤を塗り、押輪とゴム輪は、一旦差し口に挿入する。次に、受け口に対し静かに差し口を挿入し、差し口端と受け口との標準間隔 3㎜ となるよう固定し、ゴム輪を受け口へ密着させ、ボルトを受け口側より挿入して押輪をナットで締めながら、更にゴム輪を押し込むこと。
（３）　各ボルトを締める場合は、片締めにならないよう、均等に対角に締めること。
（４）　メカニカル継手は、必ず表　４－６－１のトルクまで締め付けること。

P.88　４－６－１０　管の接合

６．　メカニカル継手
（１）　接合作業に先立ち、差し口及び受け口の内面に付着している油、砂、その他異物は、完全に取り除くこと。
（２）　挿入作業は、差し口とゴム輪には滑剤を塗り、押輪とゴム輪は、一旦差し口に挿入する。次に、受け口に対し静かに差し口を挿入し、差し口端と受け口との標準間隔 3㎜ となるよう固定し、ゴム輪を受け口へ密着させ、ボルトを受け口側より挿入して押輪をナットで締めながら、更にゴム輪を押し込むこと。
（３）　各ボルトを締める場合は、片締めにならないよう、均等に対角に締めること。
（４）　メカニカル継手は、必ず表　４－６－１のトルクまで締め付けること。

表 ４－６－１　メカニカル継手の締め付けトルク

ボルト寸法（mm）	トルク　（kg･m）	管径　（mm）	締め付けに適当なレンチの柄の長さ（cm）
M16	8	75	25
M20	10	100～600	

７．　フランジ継手

（１）　フランジ接合部は、さび、塗装、その他の異物をワイヤーブラシ等でよく取り除き溝部を必ず出しておくこと。

（２）　ゴムパッキンは、移動が生じないように固定し、両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通じて均等に締め付けること。

表 ４－６－１　メカニカル継手の締め付けトルク

ボルトの呼び	トルク　（N･m）	管径　（mm）	~~締め付けに適当なレンチの柄の長さ（cm）~~
M16	60	75	~~25~~
M20	100	100～600	

７．　フランジ継手

（１）　フランジ接合部は、さび、塗装、その他の異物をワイヤーブラシ等でよく取り除き溝部を必ず出しておくこと。

（２）　ゴムパッキンは、移動が生じないように固定し、両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通じて均等に締め付けること。

表４－６－１－１　大平面座形フランジボルトの締付トルク　（単位：N・m）

ボルトの呼び	締付トルク(N･m)	管径　（mm）
M16	60	50～200
M20	90	250・300

φ350 ㎜以上のボルトについては、「水道工事標準仕様書」を参照すること。

P.91　４－６－１２　分譲管工事

既設配水管から宅地内へ給水引込みを行う工事のことをいう。

１．　道路にφ50㎜ 以上の水道管を縦断に布設し、管理者に譲渡するものについては、「上水道管路配水管工事設計基準」及び「水道工事標準仕様書」に基づき、設計施工する。

２．　管理者へ譲渡を行わない場合も　1. の基準に準じ設計施工すること。

３．　宅地内の止水栓まで施工するときは、乙型止水栓にキャップ止しておくこと。

４．　施工上の理由で、乙型止水栓から宅地内に布設する場合は、その末端に杭を打つなど配管状況が分かるようにすること。

P.92　４－６－１２　分譲管工事

既設配水支管から宅地内へ給水引込みを行う工事のことをいう。

１．　道路にφ50㎜ 以上の水道管を縦断に布設し、管理者に譲渡するものについては、「配水管等自費工事施行承認申請書」を提出し、「水道工事標準仕様書」に基づき、設計施工する。

２．　管理者へ譲渡を行わない場合は、分譲管工事として、給水台帳を申請するものとし、前述の内容と同様に設計すること。

３．　宅地内の止水栓まで施工するときは、乙型止水栓にキャップ止しておくこと。

４．　施工上の理由で、乙型止水栓から宅地内に布設する場合は、その末端に杭を打つなど配管状況が分かるようにすること。

P.92　４－６－１３　消火栓の設置

消火栓設置方法

（１）　鋳鉄管の場合

配水管口径がφ75 ㎜の場合は、不断水穿孔ではなく、既設管を切除し、フランジ付Ｔ字管を割り込んで設置すること。

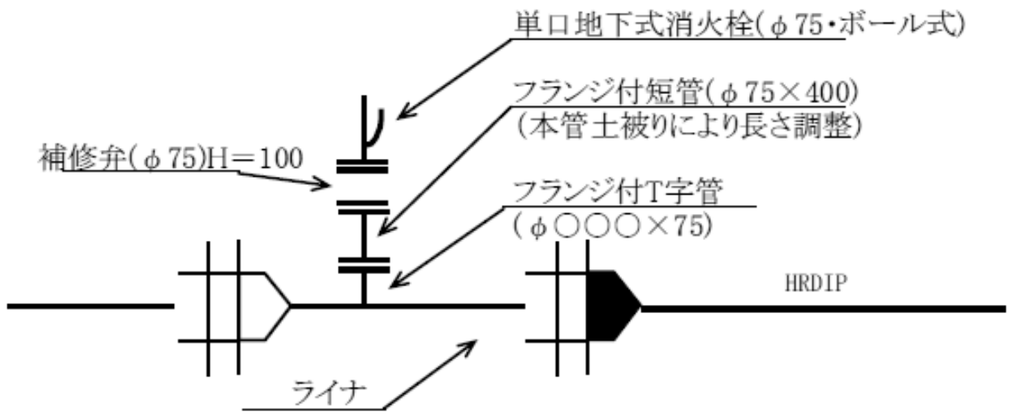

※フランジ各部には、必ず補強金具(3DKN)を使用すること。

P.93　４－６－１３　消火栓の設置

消火栓設置方法

（１）　鋳鉄管の場合

配水支管口径がφ75 ㎜以上の場合は、不断水穿孔ではなく、既設管を切除し、フランジ付 T 字管を割り込んで設置すること。

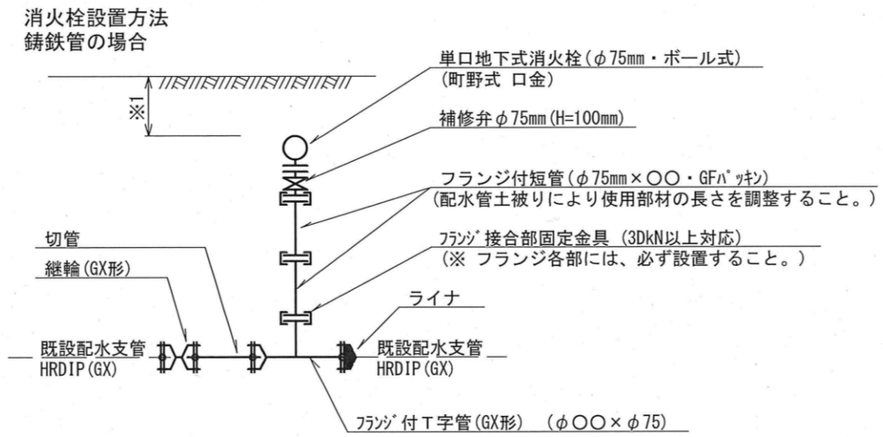

※1 消火栓表筐天端から放水口までの寸法は、原則として200～300㎜とする。

（２）　既設の硬質塩化ビニル管に設置の場合

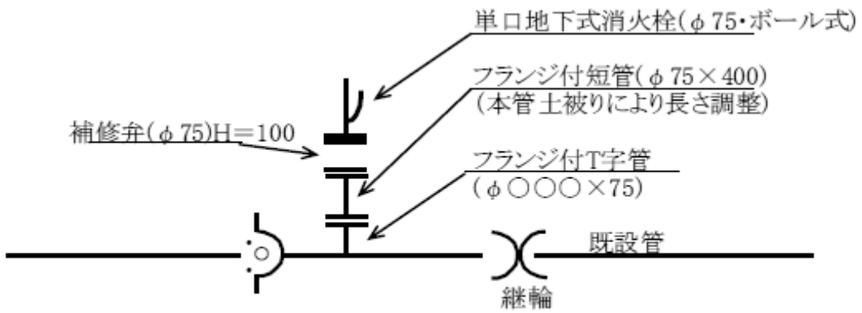

※フランジ各部には、必ず補強金具(3DKN)を使用すること。

（２）　水道配水用ポリエチレン管の場合

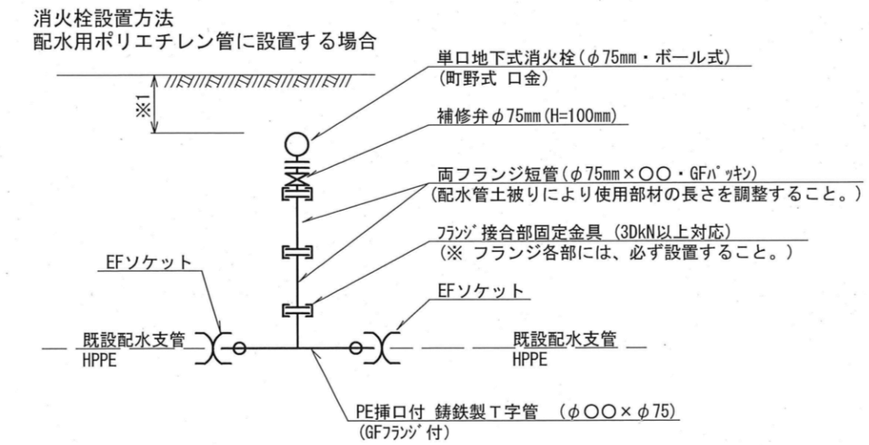

※1 消火栓表筐天端から放水口までの寸法は、原則として200～300mmとする。

P.142　５－３－１　図面作成

５．管種

管種の記号は次のとおりとする。

表 ５－３－１　管種記号

管　　種	記号	対　応　英　語
水道用合金鉛管	L.P	Lead Pipe
水道用脱酸銅管	C.P	Copper Pipes
水道用亜鉛メッキ鋼管	G.P	Galvanized Steel Pipe
水道用硬質塩化ビニル管	V.P	Unplasticized Polyvinyl Chloride Pipe
水道用ﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	T.L.G.P	Tar Epoxy Lining Steel Pipe
水道用硬質ポリエチレン管	P.P	Polyethylene Pipe
水道用鋳鉄管	C.I.P	Cast Iron Pipe
水道用ﾒｶﾆｶﾙ形ダクタイル鋳鉄管	M.D.I.P	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用ﾀｲﾄﾝ形ダクタイル鋳鉄管	HR.D.I.P	Tyton Ductile Iron Pipe
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	V.L.G.P	Unplasticized Polyvinyl Chloride Lining Pipe
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H.I.V.P	High Impact Polyvinyl Chloride Pipe
水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ライニング鋼管	P.L.G.P	Polyethylene Powder Lining Steel Pipe
水道用ステンレス鋼鋼管	S.S.P	Stainless Steel Pipe
水道用架橋ポリエチレン管	X.P.E.P	Cross Linked Polyethylene Pipe
水道用ポリブデン管	P.B.P	Polybutene Pipe
水道配水用ポリエチレン管	H.P.P.E	Higher Performance Polyethylene Pipe

P.142　５－３－１　図面作成

５．管種

管種の記号は次のとおりとする。

表 ５－３－１　管種記号

管　　種	記号	対　応　英　語
水道用合金鉛管	L.P	Lead Pipe
水道用脱酸銅管	C.P	Copper Pipes
水道用亜鉛メッキ鋼管	G.P	Galvanized Steel Pipe
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	V.L.G.P	Unplasticized Polyvinyl Chloride Lining Pipe
水道用ﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	T.L.G.P	Tar Epoxy Lining Steel Pipe
水道用鋳鉄管	C.I.P	Cast Iron Pipe
水道用ﾒｶﾆｶﾙ形ダクタイル鋳鉄管	M.D.I.P	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用ﾒｶﾆｶﾙ形ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管（SⅡ形）	MDIP(SⅡ)	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用ﾒｶﾆｶﾙ形ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管（S 形）	MDIP(S)	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用ﾀｲﾄﾝ形ダクタイル鋳鉄管	T.D.I.P	Titon Ductile Iron Pipe
耐震継手ダグタイル鋳鉄管（NS 形）	HRDIP(NS)	Hazard Resilien Ductile Iron Pipe
耐震継手ダグタイル鋳鉄管（GX 形）	HRDIP(GX)	Hazard Resilien Ductile Iron Pipe
ダグタイル鋳鉄（仕切弁）	FCD	Ferrun Casting Ductile Pipe
水道用塗覆装鋼管	SP	Steeel Pipe
水道用硬質塩化ビニル管	V.P	Vinyl Pipe (Unplasticized Polyvinyl Chloride Pipe)
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H.I.V.P	High Impact Polyvinyl Chloride Pipe
水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ライニング鋼管	P.L.G.P	Polyethylene Powder Lining Steel Pipe
水道用ステンレス鋼鋼管	S.S.P	Stainless Steel Pipe
水道用硬質ポリエチレン管	P.P	Polyethylene Pipe
水道配水用ポリエチレン管	H.P.P.E	Higher Performance Polyethylene Pipe
水道用架橋ポリエチレン管	X.P.E.P	Cross Linked Polyethylene Pipe
水道用ポリブデン管	P.B.P	Polybutene Pipe

P. 146　５－３－１　図面作成

図 ５－３－６　平面図

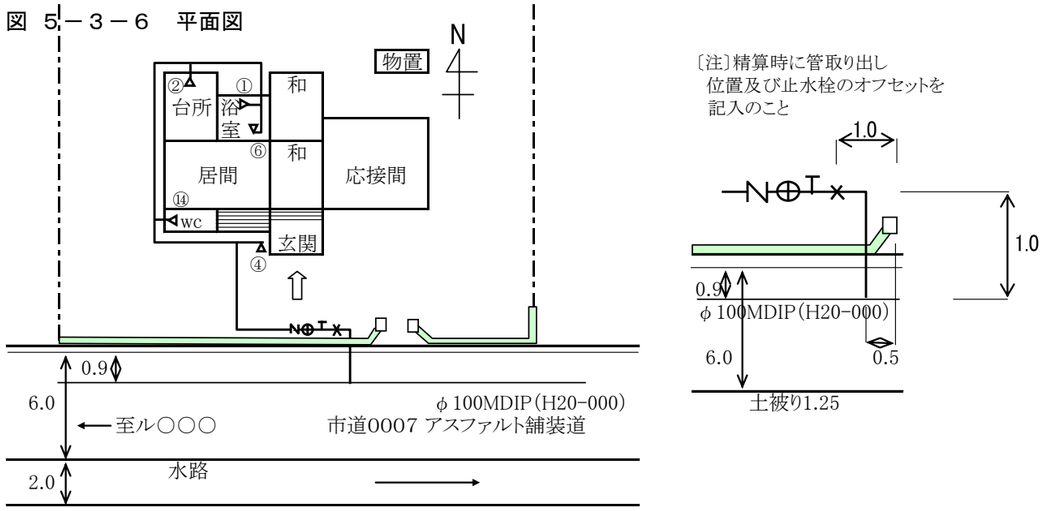

P. 146　５－３－１　図面作成

図 ５－３－６　平面図

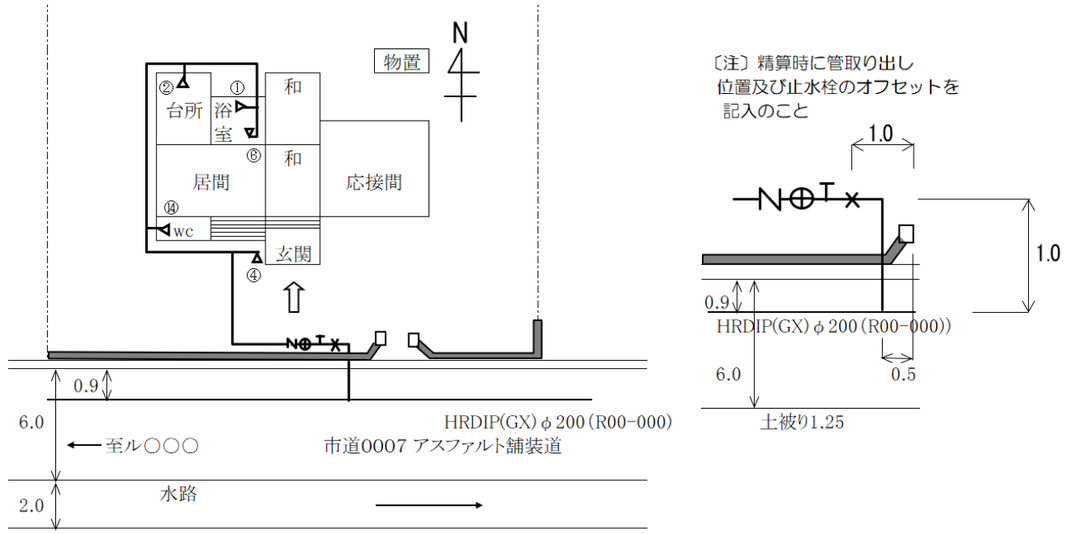

P. 147　５－３－１　図面作成

図 ５－３－７　立体図

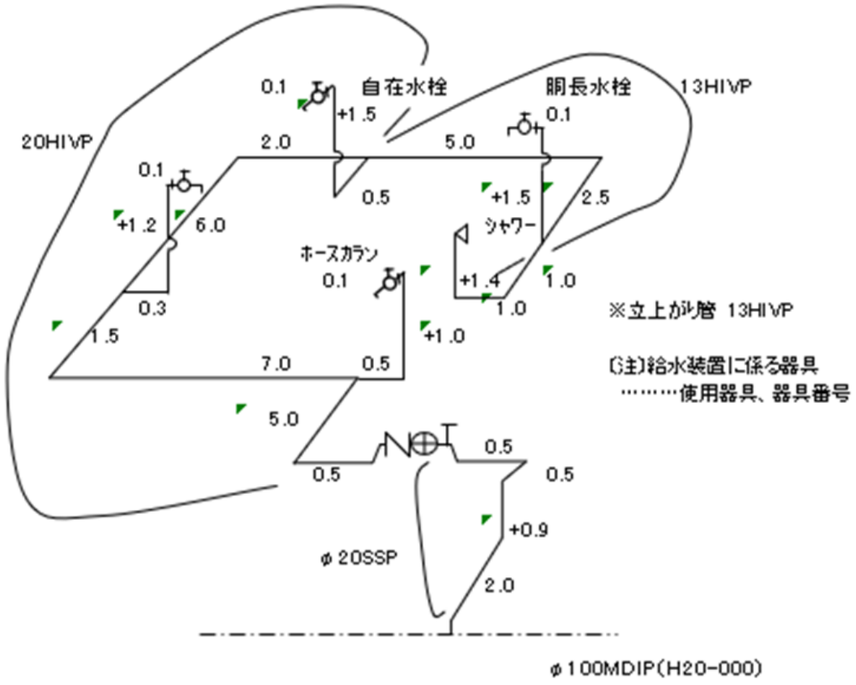

P. 147　５－３－１　図面作成

図 ５－３－７　立体図

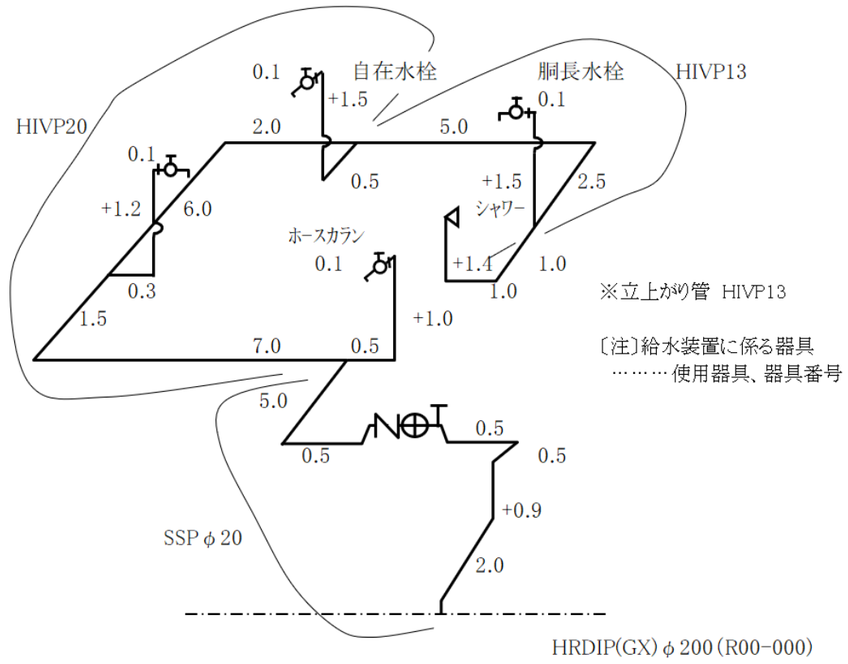

図 ５－３－８　詳細図（引き出し図例）

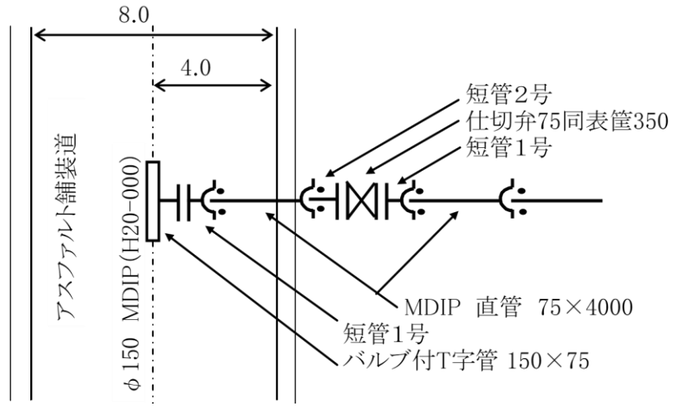

明示なし

平面図

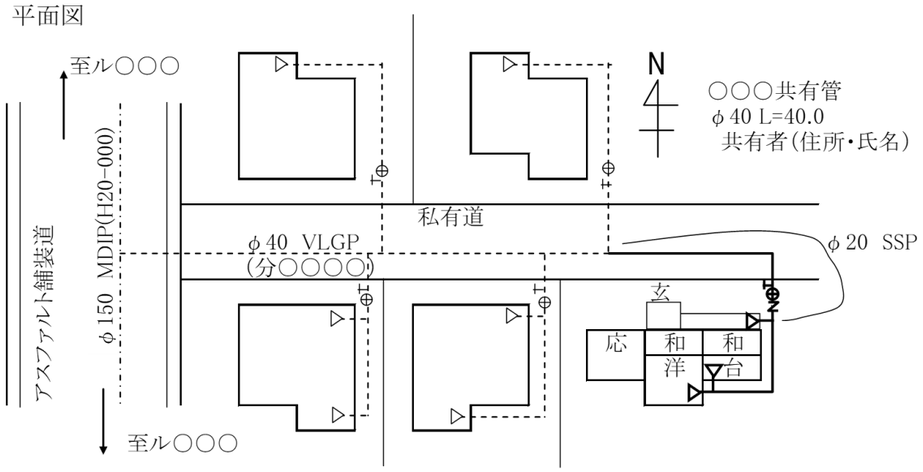

立体図

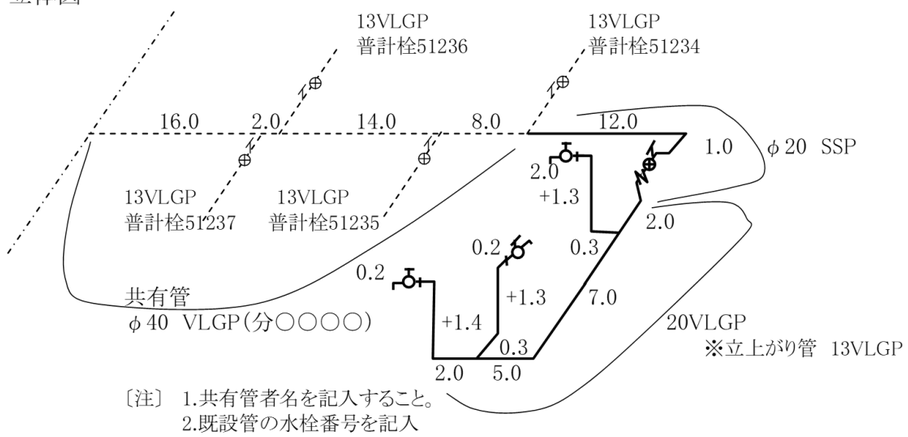

〔注〕 1.共有管者名を記入すること。
2.既設管の水栓番号を記入
すること。

図 ５－３－８　詳細図（引き出し図例）

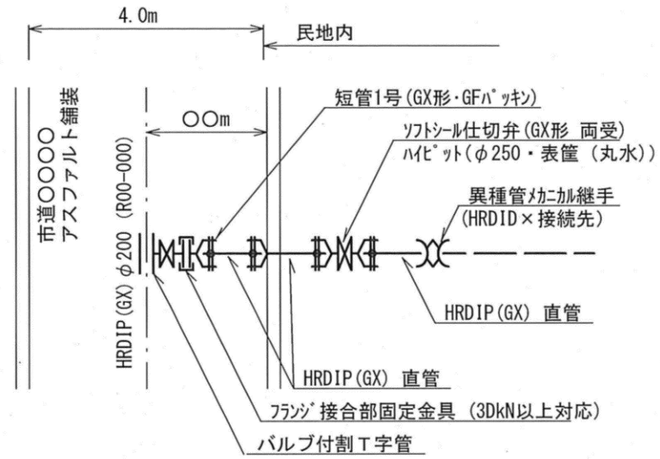

図 ５－３－９　支管分岐の場合

平面図

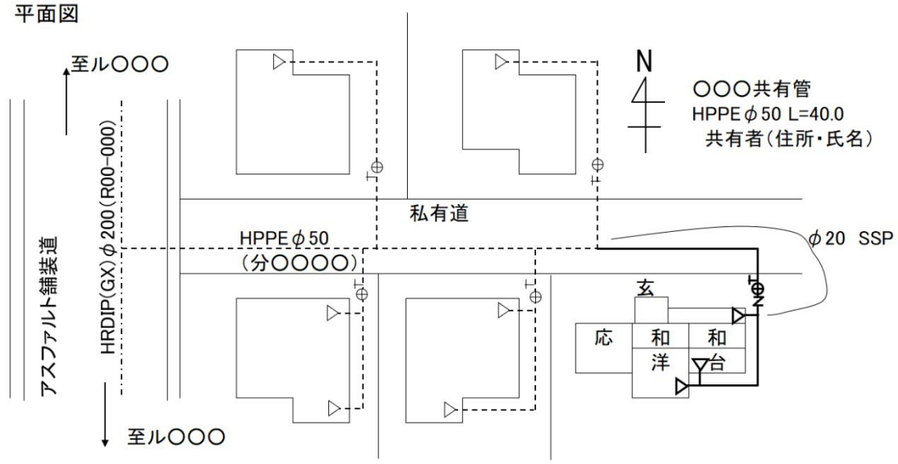

立体図

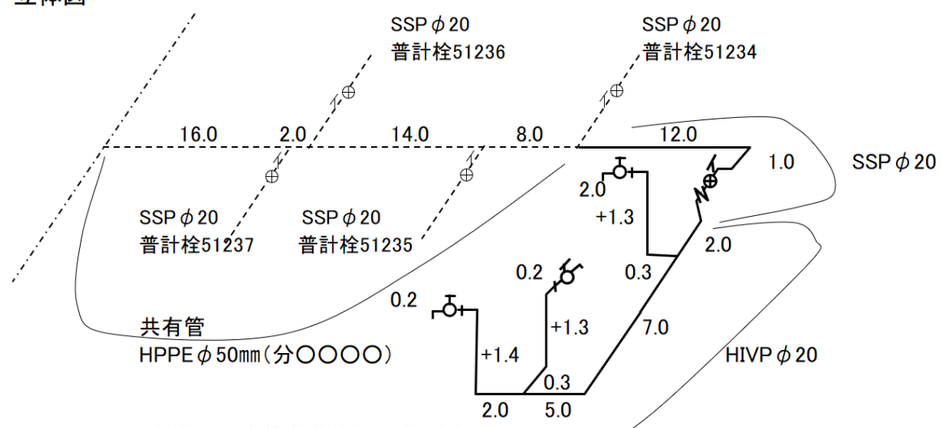

〔注〕 1.共有管者名を記入すること。
2.既設管の水栓番号を記入
すること。

図　５－３－１１　分譲管の申請方法

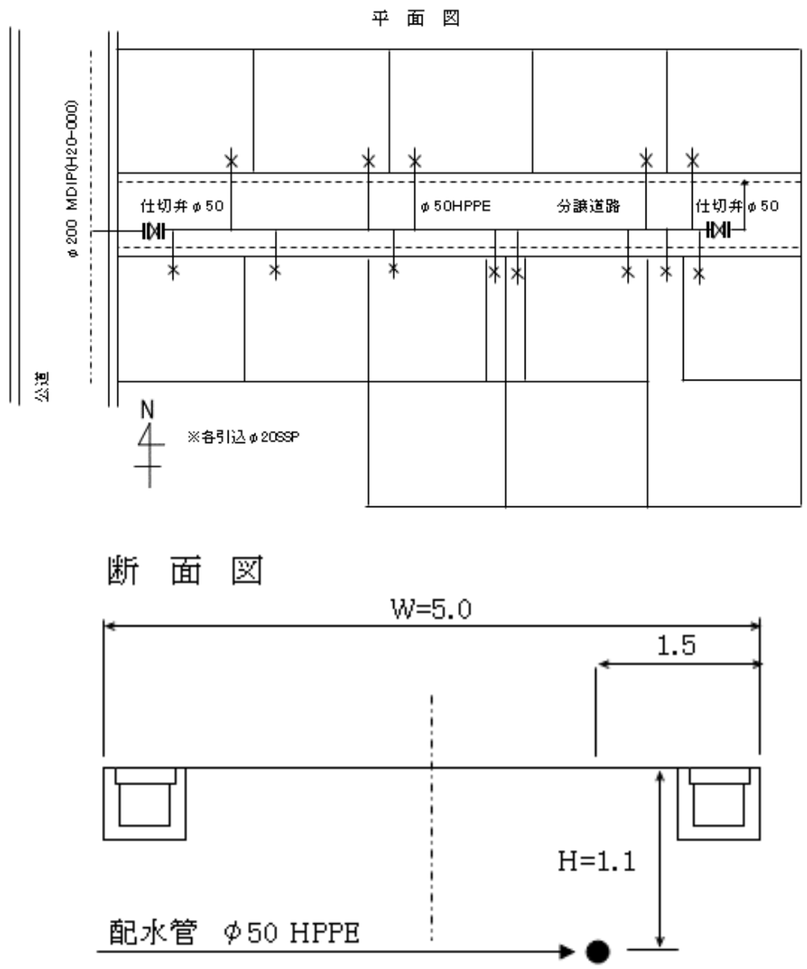

図　５－３－１１　分譲管の申請方法

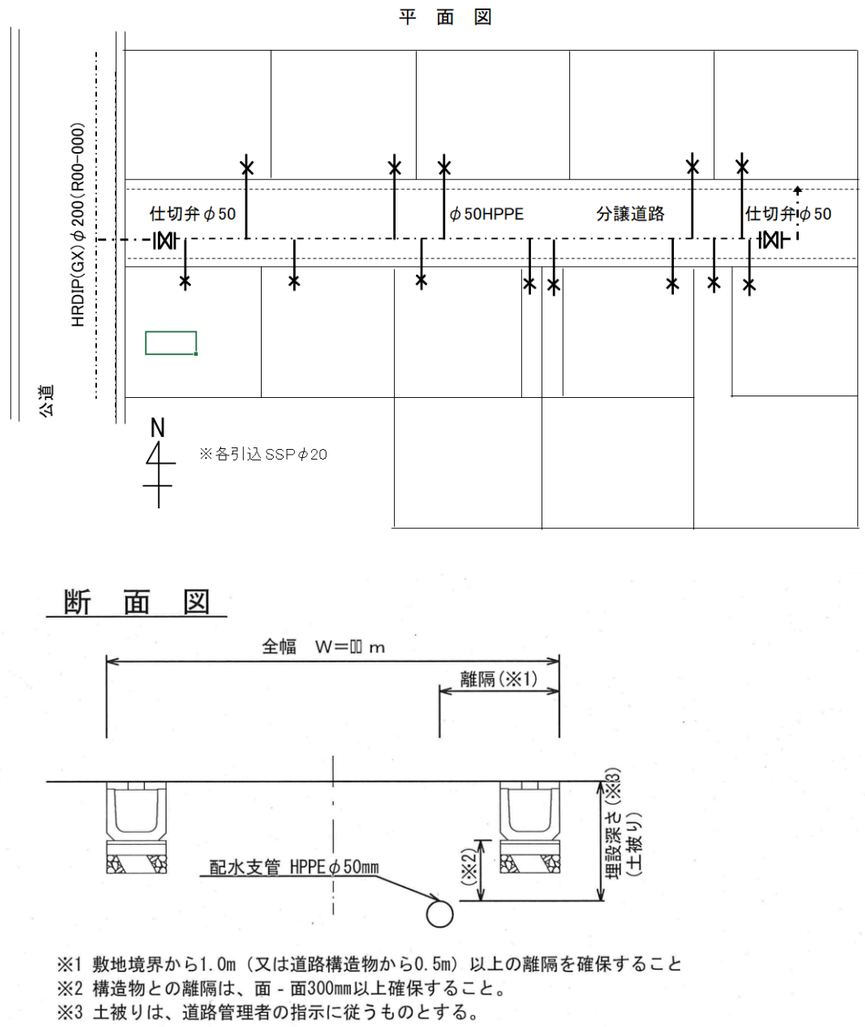

※1 敷地境界から1.0m（又は道路構造物から0.5m）以上の離隔を確保すること
※2 構造物との離隔は、面 - 面300mm以上確保すること。
※3 土被りは、道路管理者の指示に従うものとする。

P.160　５－４　提出書類

（２）開発等により分譲管を布設する工事

提出書類	提出数	備　考
①　開発許可書の写し	1	
②　固定資産評価証明書	1	
③　全部事項証明書等	1	
④　道路占用許可申請書	3	国・県道、河川法は別書類
⑤　土地使用承諾書	1	私道の場合
⑥　全部事項証明書（通称：登記簿謄本）　等	1	私道の場合
⑦　公図写(法務局の３ヶ月以内に発行されたもの)	1	私道の場合
⑧　既設給水管の統合承諾書	1	
⑨　配管工事に必要となる資格証の写し	1	
⑩　配水管等工事申請書	1	
⑪　譲渡届	1	

P.152

P.160　５－４　提出書類

（２）開発等により分譲管を布設する工事

提出書類	提出数	備　考
①　開発許可書の写し	1	
②　固定資産評価証明書	1	
③　全部事項証明書等	1	
④　道路占用許可申請書	3	国・県道、河川法は別書類
⑤　土地使用承諾書	1	私道の場合
⑥　全部事項証明書（通称：登記簿謄本）　等	1	私道の場合
⑦　公図写(法務局の３ヶ月以内に発行されたもの)	1	私道の場合
⑧　既設給水管の統合承諾書	1	

※　開発許可条件等により、配水支管を管理者へ譲渡する場合は、「配水管等自費工事施行承認書」に基づき必要書類を管理者へ提出すること。

P.152

様式第１号（第２条関係）

給水装置工事施工承認願　（区分　新設・改造・増設）

受付第　　号　　年　　月　　日	確認事項	水栓番号	○○○	需要者番号 第　○○○
		開栓年月日	平成　年　月　日	水道メーター口径 φ　○○	番号○○○

小田原市水道事業　小田原市長　様

給水装置工事を申込みますのでご承認願います。
なお、給水装置工事の手続き及び施工、水道利用加入金の納付、還付金の受領等については、下記の工事施行者に一切の権限を委任します。

工事申込者　住所　小田原市　氏名　○○　印

工事施行者　所在地　小田原市　商号又は名称　○○　代表者　○○　印

設計審査手数料の納付　（　申込者　・　施行者　）

確認事項
1 建築確認済書　F　受理No.
2 住民票受理No.　居住
3 加入金免除No.
4 道路河川掘削　国・県・市　No.
5 開発行為・優良宅地・道路位置指定　No.

位置図　申請地

給水装置所在地	小田原市　（地番表記：　）	承認印	
所有者	フリガナ 住所：小田原市 フリガナ 氏名：○○		
使用者氏名	○○	設計	平成　年　月　日
用途	家庭用　・事業用（○○　）・臨時用	着工	平成　年　月　日
		完成	平成　年　月　日
		精算	平成　年　月　日
		納入通知	平成　年　月　日
		納入月日	平成　年　月　日
		給水需要量	m³/日
		分水地点	工事前 ○○
		水圧	検査時　— Mpa
		配水本管	管種 ○○
			口径 ○○ mm
		給水方式	直結・貯水槽
		貯水槽容量	有効容量 m³
			全容量 m³
		給水装置工事主任技術者の氏名	○○ 印
			○○ 印

権利者承諾欄

土地所有者	住所 ○○ 氏名 ○○	印
家屋所有者	住所 ○○ 氏名 ○○	印
支管分岐	（水栓番号／分線地管）第 ○○ 号（から分岐／により分岐済）	

（給水装置所有者）
私所有の給水装置から分岐給水することを承諾します。この支管分岐により支障が生じたときは、当事者間で解決します。
住所
氏名　印

（土地所有者）
私所有の土地について給水管布設及び土地の掘削を承諾します。この支管分岐により支障が生じたときは、当事者間で解決します。
住所
氏名　印

誓約書
1 私は、市から貸与された水道メータの善良な管理を怠り、破損し、または損失した場合には、事業管理者の定める損害額を賠償し、また、計量業務に支障が生じた場合には、自費をもって移設いたします。
2 配水管分岐点から市上下水道局の漏水修理区分までを除く、給水装置における漏水等不具合については、当方にて修理いたします。
3 揚弗器・製氷機・ウォークークーラーを設置いたしますが、減・断水等により故障及び水質に異常が生じても当方で対応します。浄水器・活水器についての維持管理は、当方で責任をもって行い、水質の変化については一切市上下水道局に苦情を申しません。
4 既設引込管を使用しますが、赤水等が生じても市上下水道局に苦情を申しません。
5 減・断水等により営業に支障が生じても市上下水道局に苦情は申しません。
6 増設工事を行う場合には、小田原市指定給水装置工事事業者に依頼し市上下水道局の承認を受けた後、施工いたします。
7 貯水槽以降の維持管理は責任をもって行い、特にボールタップについては十分注意を払います。
氏名　印

市納入金

名称	設計	精算
水道利用加入金	円	円
<算出方法> <複数>・<子メーター>	個×　円 ＝　円	
<減額>・<免除>	個×　円 ＝　円	
設計審査手数料	円	円
小計（うち消費税分）	円（　円）	円（　円）
県道間接事務費	円	円
合計	円	円
追徴及び還付金	円	円

支給材料

水道メーター 口径	数量
φ　mm	個
φ　mm	個
親φ　mm	個
子φ　mm	個

給水装置工事検査に合格したことを証明する。
年　月　日
検査員　印

備考

設計 / 給排水業務課長 / 副課長 / 係長 / 査定 / 審査 / 受付 / 精算 / 水道技術管理者 / 給排水業務課長 / 副課長 / 係長 / 査定 / 審査 / 受付

様式第１号（第２条関係）

給水装置工事施工承認願　（区分　新設・改造・増設）

受付第　　号　　年　　月　　日	確認事項	水栓番号	○○○	需要者番号 第　○○○
		開栓年月日	平成　年　月　日	水道メーター口径 φ　○○	番号○○○

小田原市上下水道事業　小田原市長　様

給水装置工事を申込みますのでご承認願います。
なお、給水装置工事の手続き及び施工、水道利用加入金の納付、還付金の受領等については、下記の工事施行者に一切の権限を委任します。

工事申込者　住所　○○○○　氏名　○○　○○　印

工事施行者　所在地　○○○○　商号又は名称　○○　代表者　○○　印

設計審査手数料の納付　（　申込者　・　施行者　）

確認事項
1 建築確認済書　F　受理No.
2 住民票受理No.　居住
3 加入金免除No.
4 道路河川掘削　国・県・市　No.
5 開発行為・優良宅地・道路位置指定　No.

位置図　申請地 小田原市 ○○○○

※ 住宅地図など施工箇所の位置関係が地図上で判別可能なものを使用すること

給水装置所在地	小田原市　番地　（字　番）	承認印	
所有者	フリガナ 住所：□□□□□□ ○○○○ フリガナ 氏名：□□□□□□ □□□□□□ ○○ ○○		
使用者氏名	フリガナ □□□□□□ □□□ ○○ ××　　設計	年　月　日	
用途	家庭用　・事業用（○○　）・臨時用	着工	年　月　日
		完成	年　月　日
		精算	年　月　日
		納入通知	年　月　日
		納入月日	年　月　日
		給水需要量	m³/日
		分水地点	工事前 ○○
		水圧	検査時　— Mpa
		配水本管	管種 ○○
			口径 ○○ mm
		給水方式	直結・貯水槽
		貯水槽容量	有効容量 m³
			全容量 m³
		給水装置工事主任技術者の氏名	○○ ○○
			○○ ○□

権利者承諾欄

土地所有者	住所 ○○ 氏名 ○○　○○	印
家屋所有者	住所 ○○ 氏名 ○○　○○	印
支管分岐	（水栓番号／分線地管）第 ○○ 号（から分岐／により分岐済）	

（給水装置所有者）
私所有の給水装置から分岐給水することを承諾します。この支管分岐により支障が生じたときは、当事者間で解決します。
住所
氏名　印

（土地所有者）
私所有の土地について給水管布設及び土地の掘削を承諾します。この支管分岐により支障が生じたときは、当事者間で解決します。
住所
氏名　印

誓約書
1 私は、市から貸与された水道メータの善良な管理を怠り、破損し、または損失した場合には、事業管理者の定める損害額を賠償し、また、計量業務に支障が生じた場合には、自費をもって移設いたします
2 配水管分岐点から市上下水道局の漏水修理区分までを除く、給水装置における漏水等不具合については、当方にて修理いたします。
3 揚弗器・製氷機・ウォークークーラーを設置いたしますが、減・断水等により故障及び水質に異常が生じても当方で対応します。浄水器・活水器についての維持管理は、当方で責任をもって行い、水質の変化については一切市上下水道局に苦情を申しません。
4 既設引込管を使用しますが、赤水等が生じても市上下水道局に苦情を申しません。
5 減・断水等により営業に支障が生じても市上下水道局に苦情は申しません。
6 増設工事を行う場合には、小田原市指定給水装置工事事業者に依頼し市上下水道局の承認を受けた後、施工いたします。
7 貯水槽以降の維持管理は責任をもって行い、特にボールタップについては十分注意を払います。
氏名　印

市納入金

名称	設計	精算
水道利用加入金	円	円
<算出方法> <複数>・<子メーター>	個×　円 ＝　円	
<減額>・<免除>	個×　円 ＝　円	
設計審査手数料	円	円
小計（うち消費税分）	円（　円）	円（　円）
県道間接事務費	円	円
合計	円	円
追徴及び還付金	円	円

支給材料

水道メーター 口径	数量
φ　mm	個
φ　mm	個
親φ　mm	個
子φ　mm	個
メーターボックス	
大きさ	数量
特大・大・中	個
特大・大・中	個

給水装置工事検査に合格したことを証明する。
年　月　日
検査員　印

備考

設計 / 課長 / 副課長 / 係長 / 査定 / 審査 / 受付 / 精算 / 水道技術管理者 / 課長 / 副課長 / 係長 / 査定 / 審査 / 受付

図表　５－３－３　給水装置工事施行承認願（分譲管の記入例）

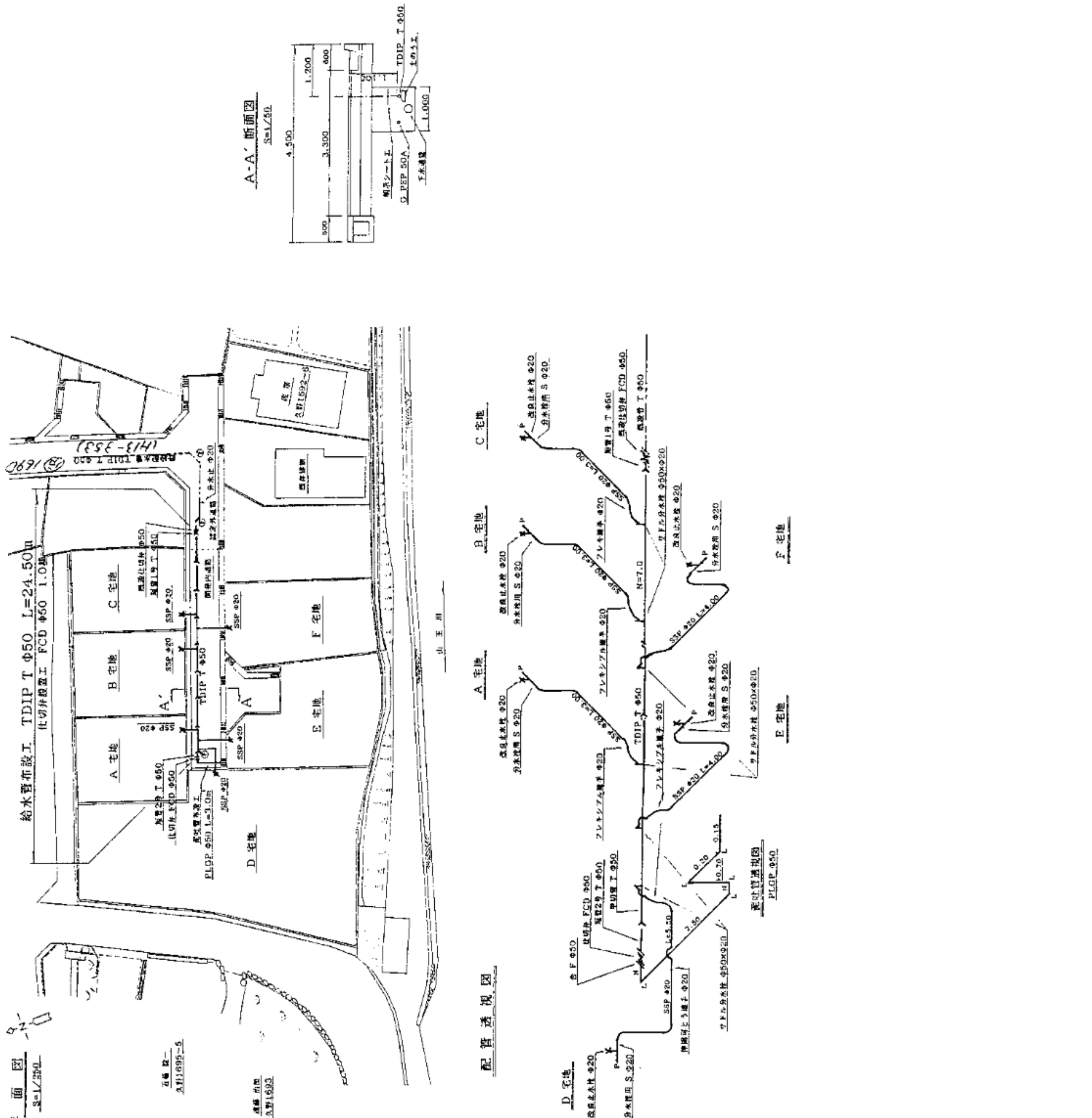

使用材料表

（５－４）ＭＣ－７４－１－３

番号	品名	口径	単位	数量 設計	数量 精算
	鋳鉄管 直管 T形	φ50	本	8	
	短管1号 T形	φ50	本	1	
	短管2号 T形	φ50	本	1	
	ﾌﾗﾝｼﾞ接合部品	φ50	組	3	
	離脱防止金具	φ50	組	8	
	仕切弁	FCD φ50	基	1	
	ハイピット	上部 150A	個	1	
	ハイピット	中・下部 300B	個	2	
	底部	60ss	個	1	
	調整ﾘﾝｸﾞ	50K	枚	1	
	合ﾌﾗﾝｼﾞ	φ50	枚	1	
	鋼管	PLGP φ50	m	2.0	
	ｴﾙﾎﾞ	φ50	個	5	
	ﾆｯﾌﾟﾙ	φ50	個	2	
	表筐	φ350	個	1	
	ｻﾄﾞﾙ分水栓	φ50×φ20	個	7	
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ継手	φ20	個	7	
	ｽﾃﾝﾚｽ波状管	φ20×4.0m	本	3	
	ｽﾃﾝﾚｽ波状管	φ20×3.0m	本	4	
	分水栓用ｿｹｯﾄ	φ20	個	7	
	ｷｬｯﾌﾟ	φ25	個	1	
	止水栓表筐	φ100×300	個	7	
	水道用表示杭		本	7	

図表　５－３－３　給水装置工事施行承認願（分譲管の記入例）

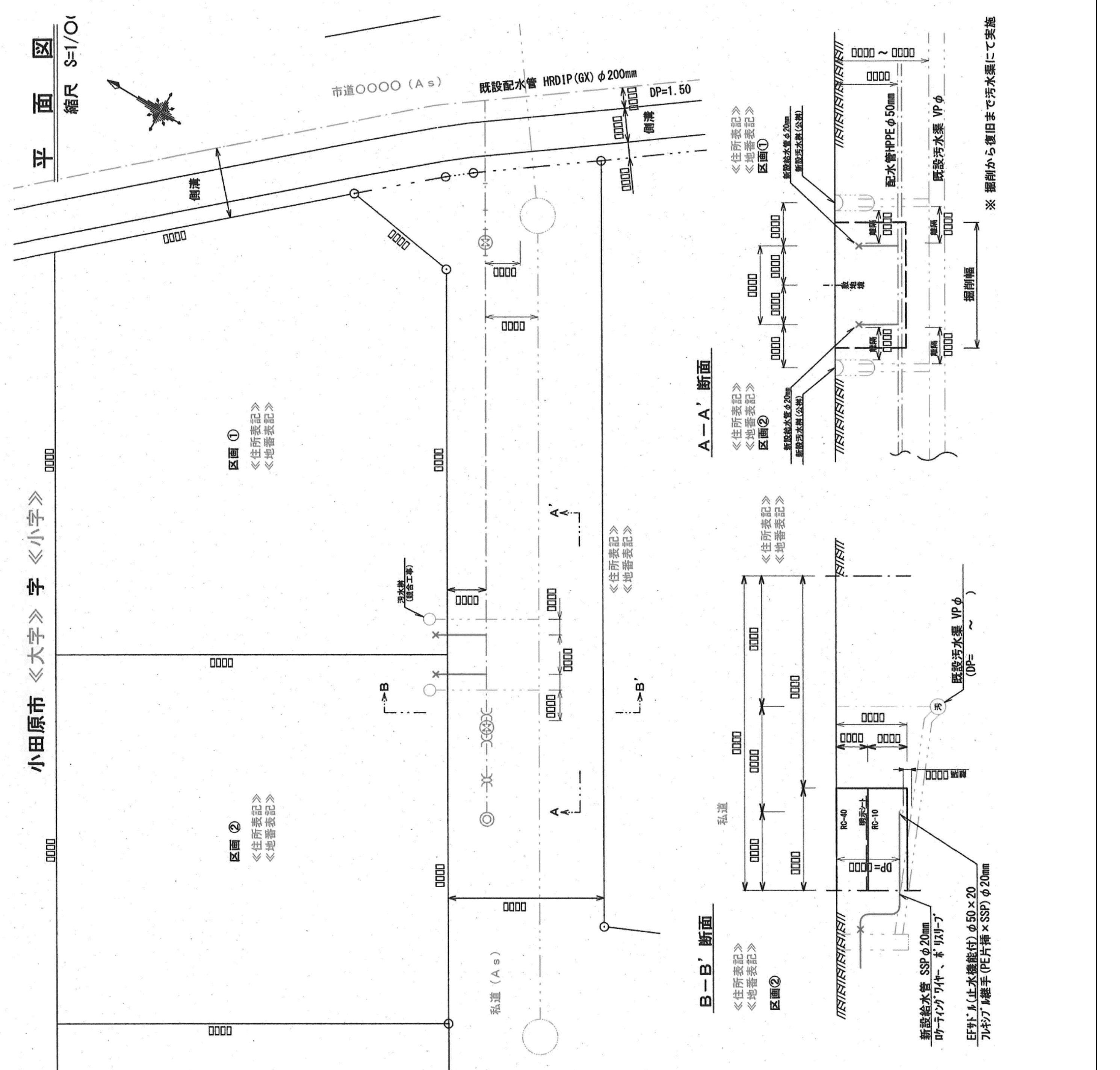

使用材料表
（－）－－

番号	品名	口径	単位	数量 設計	数量 精算
	EFｻﾄﾞﾙ(止水機能付)	φ50×20mm	個	2	
	ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ継手	φ20mm	本	2	
	(PE片挿×SSP)				
	SSP 波状管	φ20mm	本	2	
	改良止水栓(乙型)	φ20mm	個	2	
	分水栓用ｷｬｯﾌﾟ	φ20mm	組	2	
	ﾎﾟﾘｽﾘｰﾌﾞ		式	1	
	ﾛｹｰﾃｨﾝｸﾞﾜｲﾔｰ		式	1	
	埋設シート	W=150mm	式	1	

P. 164　６－１　手続き及び添付書類

図　６－４－２　竣工図

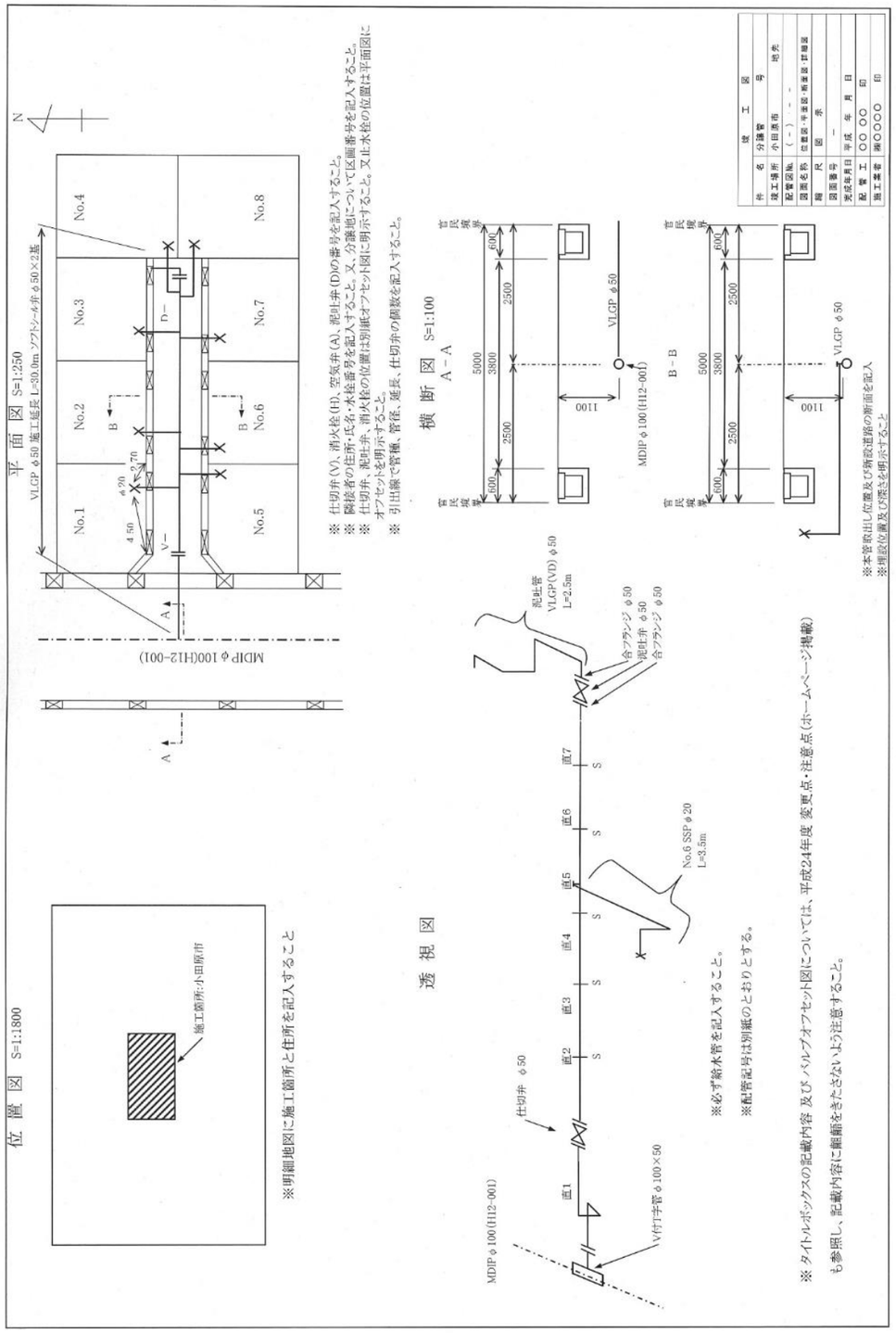

P. 164　６－１　手続き及び添付書類
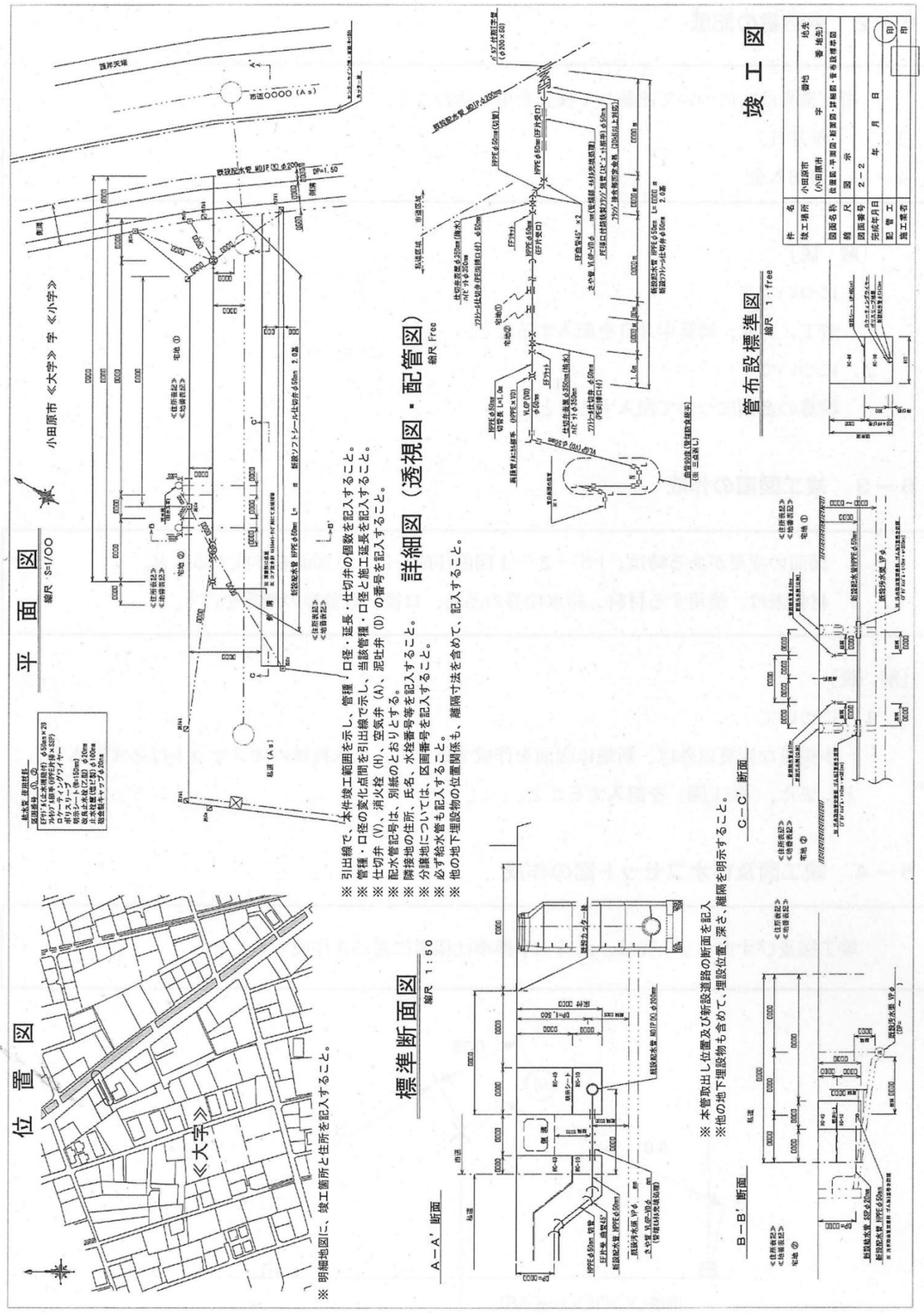
図　６－４－２　竣工図